

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成22年4月15日(2010.4.15)

【公開番号】特開2007-139967(P2007-139967A)

【公開日】平成19年6月7日(2007.6.7)

【年通号数】公開・登録公報2007-021

【出願番号】特願2005-331601(P2005-331601)

【国際特許分類】

G 09 F 9/30 (2006.01)

G 09 G 3/30 (2006.01)

G 09 G 3/20 (2006.01)

H 01 L 27/32 (2006.01)

H 01 L 51/50 (2006.01)

【F I】

G 09 F 9/30 3 3 8

G 09 G 3/30 Z

G 09 G 3/20 6 2 1 M

G 09 G 3/20 6 4 1 D

G 09 F 9/30 3 6 5 Z

H 05 B 33/14 A

G 09 G 3/20 6 8 0 V

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月3日(2010.3.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板上に、電流駆動型素子と前記電流駆動型素子に流す電流を制御する素子制御回路とを備えた構成要素が複数配置された表示領域と、

前記表示領域の周辺を囲んで配置された共通配線と、

信号の入力および電力の供給のための端子部と、

前記共通配線と前記端子部とを接続する配線引出部と、

を有する電流駆動型装置において、

前記電流駆動型素子は、第1電極と第2電極との間に設けられ、

前記第1電極は、前記電流駆動型素子よりも基板側に設けられており、前記素子制御回路に電気的に接続され、

前記第2電極は、前記電流駆動型素子を挟んで前記第1電極とは反対側に設けられており、コンタクトホールを介して前記共通配線に電気的に接続され、

前記表示領域を挟んで前記配線引出部の配置側と反対側に配置された前記共通配線の幅は、前記配線引出部の配置側の前記共通配線の幅より小さいことを特徴とする電流駆動型装置。

【請求項2】

前記表示領域を挟んで前記配線引出部の配置側と反対側に配置された前記共通配線と前記第2電極とを接続するためのコンタクトホールの幅は、前記配線引出部の配置側の前記共通配線と前記第2電極とを接続するためのコンタクトホールの幅より小さいことを特徴

とする請求項 1 に記載の電流駆動型装置。

【請求項 3】

前記表示領域を挟んで前記配線引出部の配置側と反対側に配置された前記共通配線より、前記表示領域に對して外側の領域に、前記素子制御回路を駆動する駆動回路を配置することを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載の電流駆動型装置。

【請求項 4】

請求項 1 から 3 のいずれか 1 項に記載の電流駆動型装置を用いた表示装置であって、前記電流駆動型素子は発光素子であることを特徴とする表示装置。

【請求項 5】

請求項 4 に記載の表示装置と、被写体を撮影する撮影部と、前記撮影部で撮影された信号を処理する映像信号処理回路と、を備え、前記映像信号処理回路で信号処理された映像信号を前記表示装置で表示することを特徴とするカメラ。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

基板上に、電流駆動型素子と前記電流駆動型素子に流す電流を制御する素子制御回路とを備えた構成要素が複数配置された表示領域と、

前記表示領域の周辺を囲んで配置された共通配線と、

信号の入力および電力の供給のための端子部と、

前記共通配線と前記端子部とを接続する配線引出部と、

を有する電流駆動型装置において、

前記電流駆動型素子は、第 1 電極と第 2 電極との間に設けられ、

前記第 1 電極は、前記電流駆動型素子よりも基板側に設けられており、前記素子制御回路に電気的に接続され、

前記第 2 電極は、前記電流駆動型素子を挟んで前記第 1 電極とは反対側に設けられており、コンタクトホールを介して前記共通配線に電気的に接続され、

前記表示領域を挟んで前記配線引出部の配置側と反対側に配置された前記共通配線の幅は、前記配線引出部の配置側の前記共通配線の幅より小さいことを特徴とする。